

栃木県本社機能等立地支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する栃木県本社機能等立地支援補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）、栃木県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、地域再生法（平成17年法律第24号）の用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本社機能 企業の各事業所、各部門又は企業内活動を統括する実質的な中枢機能をいう。
- (2) 研究開発機能 事業に関する研究、製品等の開発及び試験研究並びに試作品の製造などを行う機能という。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、栃木県の県税に滞納がなく、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域再生法の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）の認定を受けた事業者（ただし、県外から県内に特定業務施設を移転する事業者に限る。）
- (2) 直近決算期の売上高が100億円を超える県外に本社のある企業

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定めるところとする。

- (1) 前条第1号に規定する者にあつては、整備計画に記載された特定業務施設を設置するために新たに建物を賃借するもの
- (2) 前条第2号に規定する者にあつては、県内に本社機能、研究開発機能を設置するために新たに建物を賃借するもの

(補助要件)

第5条 補助対象事業は、次の掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 補助対象者と賃借建物の賃貸人との間に資本上の親子関係が存在しないこと。
- (2) 賃借建物の賃貸人が、補助対象者の代表取締役（以下「当該代表取締役」という。）又は当該代表取締役と同じ者を代表取締役とする企業でないこと。
- (3) 賃借建物の賃貸人が、当該代表取締役の配偶者若しくは当該代表取締役の一親等以内の血族又は当該代表取締役の配偶者若しくは当該代表取締役の一親等以内の血族を代表取締役とする企業でないこと。
- (4) 前3号に規定する関係に類するもの、その他補助対象として適当でないことと知事が判断するものでないこと。

(5) 事業開始に当たり、その事業と同一機能をもった県内の拠点をほぼ同時に閉鎖するものでないこと。

(6) 特定業務施設、本社機能又は研究開発機能を設置し、その供用を開始すること。

2 前条第2号に規定する事業にあつては、次のすべてに該当するものとする。

(1) 風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。

(2) 宗教活動又は政治活動に関する事業に係るものでないこと。

(事前届出)

第6条 この補助金の交付を受けることを希望する者は、賃貸借に係る契約を締結する前までに、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に係る事前届出書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(1) 賃貸借契約書(案)の写し

(2) 整備計画の認定通知の写し(該当する場合)

(3) 法人にあつては、商業登記事項証明書

(4) 直近の事業年度の決算書

(5) 組織図

(6) 対象施設の位置図・施設内部のレイアウト図

2 前項の届出内容に変更又は中止があつた場合には、事前届出内容変更(中止)届(別記様式第2号)を作成し、必要な書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の承継)

第7条 合併、分割、相続その他の事由により、補助対象事業を承継した者は、補助対象事業承継届(別記様式第3号)を作成し、承継を証する書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

(事業開始届)

第8条 第6条の規定による届出をした者は、補助対象事業を行うため新たに建物の賃貸を開始した日(以下「補助事業開始日」という。)から速やかに賃貸借契約書等の写しを添えて、事業開始届(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助額および限度額)

第9条 補助額は、現に支払った賃借料(ただし、賃借料に係る消費税及び地方消費税相当額、敷金、礼金、共益費その他類する諸経費を除く。)の3分の2以内(1円未満の端数は切り捨て)に相当する額とし、12か月分につき500万円を限度に、補助事業開始日(月の途中で入居した場合には翌月の賃借料)から36か月を上限に、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、36か月に満たず月の途中で退去した場合は前月までを補助対象とする。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度における賃借料として現に支払った額につき、規則第4条の規定により次の表に定める書類

を提出する。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県本社機能等立地支援補助金交付申請書	別記様式第5号	1	1 賃貸借契約書の写し 2 賃借料支払証明書又は領収書の写しその他賃借料の支払いが確認できる書類 3 整備計画の認定通知の写し（該当する場合） 4 県税事務所長が発行する納税証明書 5 市町長が発行する個人県民税の納税証明書（個人事業主の場合に限る。） 6 商業登記事項証書（法人の場合） 7 直近の事業年度の決算書 8 組織図 9 対象施設の位置図・施設内部のレイアウト図 10 法人等の事務所等設置届の写し（該当する場合） 11 賃貸人との間に資本上の親子関係が存在しないことを証する書類 12 補助要件に該当し	別記様式第6号	1	賃借料を支払った年度内
				別記様式		

			ていることを誓約する書	第7号		
			13 知事が必要と認める書類			

2 前項の規定にかかわらず、前回の申請において既に前項各号に規定する書類を提出している場合は当該書類の提出を省略することができる。ただし、既に提出している書類の内容に変更が生じている場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第11条 知事は、栃木県本社機能等立地支援補助金交付申請書(別記様式第5号)の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を行い、規則第5条の規定により交付の決定をするものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 規則第18条の規定により申請者が提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県本社機能等立地支援補助金交付請求書	別記様式第8号	1	1 交付決定通知書の写し 2 知事が必要と認める書類		1	知事が別に定める日

2 当該年度における賃借料について、当該年度の交付請求のなかったものは補助対象としない。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 規則第17条第1項に定めるもののほか、補助金の交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合はその決定の全部を取り消し、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付後、法令を遵守していないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助事業開始日から3年以内に県内における当該事業を休止し、又は廃止したとき。

(書類の提出等)

第14条 この要領により知事に提出する書類は、栃木県産業労働観光部産業政策課に提出するものとする。

(書類の整備等)

第15条 規則第23条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金交付決定の日(分割して補助金の交付を受ける場合においては、全額を受領した日)の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第16条 この要領の実施に関し、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 28(2016)年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要領は、平成 28(2016)年 4 月 1 日から令和 6(2024)年 3 月 31 日までに賃貸借契約により建物を賃借し、補助対象事業を開始したものに適用する。

附 則

この要領は、平成 31(2019)年 4 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3(2021)年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の栃木県本社機能等立地支援補助金交付要領は、令和 3(2021)年 4 月 1 日から令和 6(2023)年 3 月 31 日までに賃貸借契約により建物を賃借し補助対象事業を開始したものに適用し、令和 3(2021)年 3 月 31 日までに賃貸借契約により建物を賃借し補助対象事業を開始したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 6(2024)年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の栃木県本社機能等立地支援補助金交付要領は、令和 6(2024)年 4 月 1 日から令和 8(2026)年 3 月 31 日までに賃貸借契約により建物を賃借し補助対象事業を開始したものに適用し、令和 6(2024)年 3 月 31 日までに賃貸借契約により建物を賃借し補助対象事業を開始したものについては、なお従前の例による。